

指導者に関するガイドライン

公益財団法人日本学生野球協会
公益財団法人全日本大学野球連盟
公益財団法人日本高等学校野球連盟

日本学生野球協会、全日本大学野球連盟および日本高等学校野球連盟（以下「両連盟」という。）は、日本学生野球協会が定める日本学生野球憲章（以下「本憲章」という。）第3条⑧号における指導者に関する解釈を明確にし、もって本憲章の公平・公正な適用・執行に資するよう、以下のとおりガイドラインを制定する。

1 ガイドライン制定の趣旨

本憲章では、第7条第2項第3項において加盟校の学校長が「適任者と認めた教員」および「適任者と認めた者」から加盟校の部長および監督、コーチ等の指導者を選任するものとされている。

これは学生野球が、学生の教育を受ける権利を前提として、教育の一環として実施されていることから、かかる活動に適任の者を選任すべき趣旨である。適任者を選任していない場合には、両連盟は、第6条第3項に基づき加盟校に指導・助言を行うこととなっている。

このガイドラインは、両連盟による加盟校に対する適任者選任にかかる指導・助言に資するため、適任者に該当しない者を明らかにする。

2 適任者に該当しない者

次の者は本憲章第7条第2項第3項の「適任者」に該当しない。

- (1) 本憲章違反行為を行い、謹慎、登録抹消・登録資格喪失処分または除名処分を受けた者。ただし、謹慎、登録抹消・登録資格喪失処分の解除を得た者または謹慎期間が終了した者を除くものとする。
- (2) 暴力団またはその関係企業、特殊知能暴力集団、その他暴力的または不当な要求行為等により市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼす団体等の構成員、準構成員および総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、学生に対して詐欺的な商品を売りつけるなどの不当な行為をしている者（上記の反社会的行為を止めてから5年を経過していない者を含む）。
- (3) 刑の言い渡しを受けた者で、次のいずれかに該当する者。
 - ① 禁固以上の執行を終わり、10年を経過していない者
 - ② 罰金以下の刑の執行を終わり、5年を経過していない者

- ③ 刑の全部の執行猶予の言い渡しを受けた者で、その猶予の期間を経過した後5年を経過していない者

3 適任者に該当しない者を選任した場合の対応

- (1) 加盟校において上記2記載のいずれかに該当する部長・指導者を選任している疑いがある場合、両連盟は、第7条第4項に基づき、加盟校の学校長に説明を求め、事実確認を行う。
- (2) 当該事実を確認した場合、両連盟は、第6条第3項に基づき、加盟校に対し、上記2記載のいずれにも該当しない者を部長・指導者として選任するよう指導・助言の対象とすべきである。
- (3) 上記2(3)②または③に該当する者について、特別な事情があると認められる場合は、指導・助言の対象としないことがある。

4 施行

本ガイドラインは令和2(2020)年12月11日から施行する。

以 上